

平成28年度2月定例委員会議事録

○ 日時：平成29年2月21日(火) 9:00～:10:30 (議事)

○ 場所：地域活力センター 1階会議室

村田会長	(会長挨拶～) それでは只今から始めたいと思います。本日の議事録の署名を岡林委員と前田委員にお願いします。本日の案件は農地法第3条の許可申請が2件、4条の許可申請が1件、非農地証明願いが3件となっています。それでは、議案第1号から事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 No.1 について説明します。資料1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件 No.1。譲渡人 番地 。譲受人 番地 。 対象地番 番、 番、 番。 登記簿地目、田、田、田。現況地目、田、田、田。 面積2,081㎡、1,158㎡、339㎡。契約内容、売買。 譲渡人農地、自作地3,578㎡。今回取得分含む。貸付地、0㎡。労働力1。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 対象地は、譲受人、 氏がこれまで管理を行ってきました。譲渡人、 氏は、 氏の義理の兄弟であり、 部落で農業に従事しております。今回、譲渡人、 氏と同農地の所有について協議を重ねた結果、今回の申請となりました。譲受人の自宅前の農用地でもあり、今後も適正な管理が行われるものと思われます。担当は岡林委員になります。岡林委員、よろしくお願いします。
村田会長	事務局による説明が終わりました。担当委員さんの補足をお願いします。
岡林委員	先日、現地確認に行ってきました。写真にもあるように田として綺麗に管理されています。 さんと さんの間では、去年くらいからこの話が出ていて、今回手続きをするようになったと。もうしばらくの間、 さんが管理してて、今後の管理も引き続き行うとのことでしたので、問題はないと思います。
村田会長	農地の管理を考えたら、できる者がやっていかんといかんいうことになるしね。はい、他にご意見ありませんか。特にご意見ありませんので、この件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことですので、この件について認めることとします。それでは次の案件について事務局お願いします。

事務局	続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 No. 2 について説明します。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件 No. 2。 譲渡人 番地 。 譲受人 番地 。 対象地番 番、 番。登記簿地目、畑、田。現況地目、田、田。 面積 267 m²、1,199 m²。契約内容、売買。 譲渡人農地、自作地 3,000 m²。貸付地、0 m²。労働力 2。 詳細については、別添3条調査のとおりで、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。資料 19 ページから 31 ページが申請にかかる書類となっております。 対象地は、譲受人、 氏がこれまで管理を行ってきました。土地所有者である譲渡人、 氏は に居住しており、日常的な管理が難しいことから、今後の管理について協議した結果、譲受人、 氏に所有権の移転を行うこととなりました。 氏は高齢ではありますが、ご主人の 氏と現在も農業に従事しており、今後も適正な管理が行われるものと思われます。担当は神明委員になります。神明委員、よろしくお願いします。
村田会長	はい、担当委員さんの補足をお願いします。
神明委員	先週の日曜に現地確認に行ってきました。見てもわかるとおり田として耕作されておると。操男さんに話を聞いたところ、子どもさんらが戻ってくるみたいで、耕作は子どもさんらがやるということです。操男さんら夫婦は、年はいっちゅうけどきちんと管理しゅうし、息子さんらの手伝いとしてこれからも続けていくということでした。
高橋委員	ちょっとかまんろうか。この農地は隣のやつと同じ一筆の農地ながやない。
村田会長	この隣の筆は さんのやつかよ。
事務局	ちょっと確認してきます。（ 確認後 ）この筆は さんのものになります。
高橋委員	この筆全部やるということやったら、こっちも申請しとかんといかんがやない。
神明委員	この筆やけど、写真の写り具合で一筆に見えゅうけど、手前の筆よりちょっと上がっちゅうがよ。 番と同じ高さにあって耕作がしやすいということで、この2つを申請したいということです。
高橋委員	そうなっちゅうがかよ。この写真やったら一筆にしか見えんかったき。
事務局	写真を1枚に収まるようにするには、このアングルしかなかったもので。反対側から見たら高低差はあります。
村田会長	現地もこうなっていて、本人さんと話がついちゅうがやったら、問題はないろうね。息子さんらが戻ってきて耕作するということですし。ええことじゃないでしょうか。はい、他にご意見ありませんか。特にご意見ありませんので、この件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことですので、この件について認めることとします。それでは次の案件について事務局お願いします。

事務局	それでは、第2号議案 農地法第4条第1項について説明します。 No.1 申請者、 番、 。対象地番、 番。 登記簿地目、田。現況地目、畑。転用地目、墓地。面積 22 m²。 資料は 32 ページから 42 ページとなります。理由、 氏が現在所有している墓地 が急傾斜地にあり、崩土の可能性が高いうえ、管理を行っている 氏も高齢とのこ とで、現状のままでは管理に支障が出ることが懸念されることから、家族内で協議を 行った結果、今後の管理面も考慮し、今回の申請地に墓地を新設することに決定した とのことです。対象地は写真のとおりとなっており、この区画すべてを墓地として利 用するとのことです。また、この農地は第2種農用地で、周辺の人家とも離れてお り、保健所の許可も出る見込みとなっていると伺っていますので、転用に問題はない ものと考えられます。担当は、中平紀善委員となります。中平委員、よろしく願い します。
村田会長	はい、この件について担当委員さんの補足をお願いします。
中平委員	昨日、現地の確認に行ってきました。道ぶちの下のところ、昔は田でしたけど、擁壁と県道の改修で一部かさ上げしたと。その部分を今まで畑として利用してて、その部分に墓を新設するということでした。
村田会長	今までの墓いうたら、道の上にあったやつかぬ。
中平委員	そうです。結構勾配がきつくて急傾斜地なものですので、なかなか管理が厳しいことと、崩土があったら確実に流されるとのことです。
村田会長	この写真の住宅の真横にある、一部上がっちゃう場所全部使うということかぬ。
中平委員	そうです。写真にあるとおり面積も小さく、墓地として利用するにはここ全部を使わないかんかなと。自宅の真横でもありますし、 さんが高齢いうてもこれでしたら日常の管理は全然大丈夫かなと思います。
村田会長	昔は墓地いうたら、自分らが所有する山の中にあるもんがほとんどやったけど、年がいったら管理がよう出来んなってくるき、近くにあるほうが今後のことを考えてもええがやろうね。そういった事案もこれからどんどん増えてくると思います。他にご意見などありませんか。特にご意見ありませんので、この件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことです。この件について認めることとします。それでは次の案件、非農地証明願いの件について、事務局説明をお願いします。

事務局	それでは、第3号議案 非農地証明願いの件について説明します。資料は43ページから61ページが該当するものとなっております。第3号議案、非農地証明願いの件。No.1。願い人 番、 。 対象地番、 番、 番、 番、 番、 番、 番、 番、 番。 登記簿地目、畑、田、畑、畑、田、田、田、田。 現況地目、すべて山林。 面積115㎡、843㎡、126㎡、126㎡、280㎡、309㎡、668㎡、1,105㎡。 原因発生時期、20年以上前。理由、今回申請されている土地は、20年以上前より耕作されておらず、林地化しております。土地所有者である 氏は、今後の維持管理を検討した結果、今回対象となっている土地の非農地証明を提出する運びとなりました。なお、非農地証明が認められ次第、息子さんに土地を譲ることも検討されている旨、あわせてお伝えします。いずれの土地も周辺への影響はないものと思われます。担当は、沖田孝幸委員になります。沖田委員、よろしくお願いします。
村田会長	はい、この件について担当委員さんの補足をお願いします。
沖田委員	はい、この前の日曜に現地の確認に行ってきました。写真を見てもろうたらわかるとおりで、林地化しておると。ちょうど見に行ったとき、 さんもおって、いろいろ話を聞いたがやけど、自分がおらんってからこの手続きしよったら、息子らもわからんままになるということで、今回申請したということでした。将来的には売買も考えよるみたいですけど、今のところはまだそこまで決めてはおらんと。もう20年いわん前からこのようになっていて、耕作はできんとのことでした。
村田会長	写真で見てもやけど、この木の伸び方で言うたら30年から経ちゅうと思うね。
沖田委員	この谷は いうて、昔は4〜5件家もあったがやけど、もうみんな出て行ってしもうて、空き家が残っちゅうだけになってしもうちゅう。
村田会長	航空写真にあるこの家は誰のところ。
沖田委員	さんが昔住みよったところになる。
中平委員	今は さんが牛を飼いゆうがよね。
沖田委員	そう。
村田会長	ここがその場所になるのか。この近辺で他に農地いうたらあるかよ。
事務局	さんが耕作している田と、 さんが作っている田があります。 (地図を指しつつ) ここが さんの田。ここが さんの田です。
沖田委員	昔は対岸にも田があったりしよったけど、今ではもうこの2人だけになっちゅう。さんのところから奥は畑とかもないしね。
村田会長	人がおらんかったらどこもこうなっていくが一緒やね。はい、それでは他にご意見などありませんか。特にご意見ありませんので、この件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことですので、この件について認めることとします。もう管理できん農用地を非農地として認めることは、農地台帳の整理にもつながっていくと思いますので。それでは次の件について、事務局説明をお願いします。

事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 2 について説明いたします。資料は 62 ページから 84 ページとなります。第 3 議案、非農地証明願いの件 No. 2。 願い人、 、 。 対象地番、番、番、番、番、番、番、番、番、番、番。 登記簿地目、畑、畑、畑、畑、畑、畑、畑、畑、田、田。 現況地目、宅地、山林、山林、山林、山林、山林、山林、山林、原野、原野。 面積、26 m²、407 m²、353 m²、176 m²、116 m²、957 m²、81 m²、195 m²、1,123 m²、906 m²。原因発生時期、20 年以上前。 理由、今回申請されている土地は、いずれも 20 年以上前より耕作されておらず、一部宅地化、一部原野化、その他山林化しております。当地において、今後も耕作の見込みはないことから、今回、非農地証明願いを申請するものとなっております。周辺への影響は無いものと思われます。担当は岡林勝委員になります。岡林委員、よろしくお願いします。
村田会長	事務局の説明が終わりました。担当委員さんの補足があれば。
岡林委員	こないだの日曜日に現地に行ってきました。全部写真のとおりなのですが、林地化しているところは、場所の確定ができなかったき、目視での確認ということになります。ちょうど家のそばになるき、さんがおったらと思うたけど留守やったようで。
村田会長	たしかさんいうたら相当の歳になると思うけど、まだご存命かね。
岡林委員	僕も本人を知らんもんやき、そこまではちょっと。
事務局	この申請を受ける際に、息子さんの武雄さんと面会したのですが、体調があまり良くなく、病院に入っているとのことでした。
村田会長	この写真見てもわかるとおり、20 年いわん年月が経ちゅうのは見てのとおりやし、ここを耕作するというのは現実的には無理な話になるわね。
岡林委員	さんところの手前にある原野化しちゅうところは、年に数回草刈りとかはしゅうけど、日がほとんど当たらんところやき、田畑として使うのは難しいということでしょう。
村田会長	現状を見る限り、非農地を出して、今後地目変更とか適切にやっていってもらうのが一番良いと思います。はい、それでは他にご意見などありませんか。特にご意見ありませんので、この件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことですので、この件について認めることとします。それでは最後の件について、事務局説明をお願いします。

事務局	続きまして、非農地証明願いの件。No. 3 について説明いたします。資料は 85 ページから 92 ページとなります。第 3 議案、非農地証明願いの件 No. 3。 願い人、高知県須崎林業事務所長。対象地番、 番。 登記簿地目、畑。現況地目、山林。面積、233 m²。原因発生時期、20 年以上前。 理由、今回申請されている土地は、20 年以上前より農地として利用しておらず、山林化しております。この度、須崎林業事務所が申請地を保安林に指定するため、非農地証明を当農業委員会に求めるものとなっております。お手元の資料 87 ページにありますとおり、地権者からの同意も得られております。周辺への影響は無いものと思われます。担当は村田澄夫委員になります。村田委員、よろしくお願いします。
村田会長	はい、先日現地確認に行ってきました。ここは の影地いうところになるがやけど、しばらく前からここは治山の工事をしよって今回の場所はそのすぐ真横ということになります。まあ写真のとおりではあるがやけど、治山工事が終わったら砂防ダムができたりということになると思うので、この場所を農地にというのは無理な話ではあるかなと。 さんもここの管理は難しいと思うし、周囲は林地化しているので、保安林として適切な管理を行っていくべき場所だと思います。自分が委員なものですが、他に異議等なければこの件について採択を取りたいと思います。この件について、異議等ありませんか。
委員	異議なし。
村田会長	異議なしとのことですので、この件について認めることとします。本日の案件について以上となっておりますが、その他事務局より何かありますか。
事務局	(～農業委員会改選にかかる公募方法について説明～)
村田会長	それでは、本日の会はこれにて終了ということで。次回は3月14日の開催となりますのでよろしくお願いします。
議 事 進 行 役 署 名 議 員 会 長： 村田 澄夫 委 員： 岡林 勝 委 員： 神明 繁幸	